

資料 1

# 一目でわかる金型取引関係 (三つの役割と三人の登場人物)

**金型生産高の70%以上が 金型専門メーカー**  
出所：経済産業省機械統計

- 三人の登場人物
- 金型専門** 金型製造販売が本業
  - 量産企業** 成形メーカー・部品メーカー (Tier 2・Tier 3)
  - 完成品企業** 最終メーカー (自動車企業等・部品メーカー (Tier 1))

## 三つの役割 金型を「作る」「買う」「使う」の関係

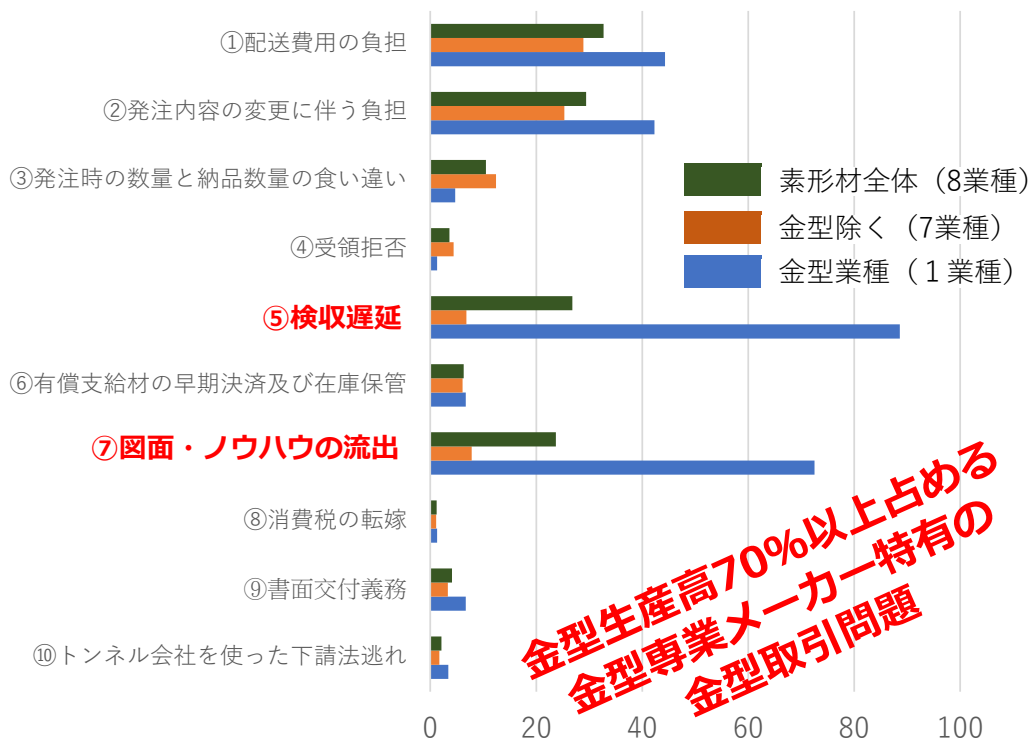
	作る企業	買う企業	使う企業	
①関係	金型専門 <small>一括払い</small>	量産企業	量産企業	量産企業が、金型専門企業に、自社で使用する金型を発注
②関係	金型専門 <small>一括払い</small>	完成品企業 <small>貸与</small>	量産企業	完成品企業が、金型専門企業に金型を発注、その金型を量産企業に貸与 <b>金型保管問題</b>
③関係	量産企業 <small>24回分割</small>	完成品企業 <small>貸与</small>	量産企業	完成品企業が、量産企業に、部品製造と金型製造を発注、その金型を完成品企業が購入して、量産企業に貸与 <b>金型代金24回払い問題</b> <b>金型保管問題</b>
④関係	金型専門 <small>一括払い</small>	完成品企業	完成品企業	完成品企業が、自社で使用する金型を金型専門企業に発注
↓ 以下は比較的少ない取引関係				
⑤関係	量産企業		量産企業	量産企業が、自社で使用する金型を自社の金型製造部門で製造
⑥関係	完成品企業		完成品企業	完成品企業が、自社で使用する金型を、自社の金型製造部門で製造
⑦関係	量産企業	完成品企業	完成品企業	完成品企業が、自社で使用する金型を量産企業の金型製造部門に発注
⑧関係	完成品企業		完成品企業 <small>貸与</small>	完成品企業が、量産企業に貸与する金型を、自社の金型製造部門で製造
⑨関係	完成品企業	量産企業	量産企業	量産企業が、自社で使用する金型を、完成品企業の金型製造部門に金型発注 <b>金型保管問題</b>

## 資料 2

### 2019自主行動計画フォローアップ調査結果 素形材産業（8団体）

（金属熱処理・金属プレス・ダイカスト・鍛造・鋳造・鋳鍛鋼・粉末冶金・金型）

設問：自動車取引ガイドライン・素形材取引ガイドラインの遵守されていない項目



金型生産高70%以上占める  
金型専門メーカー特有の  
金型取引問題

## 資料 3

### 業界団体での型取引適正化に向けた取組の進捗状況の報告

- ・2019年  
金型取引適正化分科会を設置・運営  
11月25日 理事会 金型取引改善重点テーマ（図面・検収問題）  
12月23日 型取引の適正化推進協議会報告書を配信
- ・2020年  
1月14日 下請中小企業振興法第3条第1項に基づく「振興基準」改訂配信  
2月19日 型管理適正化シンポジウム開催案内配信  
2月19日 型取引の適正化セミナー開催案内配信  
3月19日 理事会 金型取引改善重点テーマ（図面・検収問題）  
7月 3日 「パートナーシップ構築宣言」紹介配信  
7月 7日 素形材産業取引ガイドライン改訂版紹介配信  
7月13日 「パートナーシップ構築宣言」66社登録紹介配信

## 資料 4

### 「パートナーシップ構築宣言」

大企業と中小企業の共存共栄  
（日本経済再生本部・成長戦略実行計画案より）  
業界別の取組だけではなく、大企業と中小企業が共に成長できる関係の構築を目指し、個社が「振興基準」に規定する各項目（例：取引先の生産性向上への協力、取引対価への労務費上昇分の影響の考慮）を遵守するとともに、デジタル化をはじめ、自社の1次下請にとどまらず、2次下請以下も含むサプライチェーン全体の付加価値向上を図ることを宣言する「パートナーシップ構築宣言」の仕組みに注目している。

取引先と共存共栄の関係を築こうとする経営者の皆様へ

### 「パートナーシップ構築宣言」を作成・公表しませんか

- ①取引先との共存共栄の取組や、「取引条件のしわ寄せ」防止を代表者の名前で宣言します。  
以下の項目について、企業の代表者の名前で宣言します。
  - サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携
  - 新事業者と下請事業者の望ましい取引慣行（振興基準※）の遵守
  - その他独自の取組※下請中小企業振興法に基づき  
<https://www.shuho.met.go.jp/items/307816/08040000>
- ②「宣言」はポータルサイト上に公表されます。  
（注）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイト（2020年4月10日現在）  
<https://www.biz-partnership.jp/> に掲出すると、「宣言」が掲載されます。  
※「振興基準」に違反し、主務大臣の指導・助言を受けた場合など、「宣言」が掲載されないと思われる場合には、「宣言」ポータルサイトの掲載を取りやめさせていただきます。
- ③「宣言」企業は「ロゴマーク」を使うことができます。  
（注）「宣言」企業は、  
全国中小企業振興機関協会に加盟していることが条件です。
- ④一部の補助金の優先採択を検討しています。  
経済産業省の一部の補助金について、優先採択を検討しています。

「宣言」の内訳について  
※本宣言は「パートナーシップ構築宣言」の取組です。  
※お問い合わせ先  
事務局（東京・東京駅前） 03-4257-1540  
※中小企業振興法 03-3901-1765

「宣言」の提出・掲載について  
※（注）全国中小企業振興機関協会  
03-5241-6600  
※お問い合わせ先  
<https://www.biz-partnership.jp/>

内閣府 中小企業庁 全国中小企業振興機関協会